

# 自転車運転者講習制度

平成27年6月1日から

**悪質・危険な自転車運転者  
に対する講習制度です！**

【対象となる事例】



## 危険行為 (14類型)

- ① 信号無視【道交法第7条】
- ② 通行禁止違反【第8条第1項】
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）【第9条】
- ④ 通行区分違反【第17条第1項、第4項又は第6項】
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害【第17条の2第2項】
- ⑥ 遮断踏切立入り【第33条第2項】
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等【第36条】
- ⑧ 交差点優先車妨害等【第37条】
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等【第37条の2】
- ⑩ 指定場所一時不停止等【第43条】
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反【第63条の4第2項】
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転【第63条の9第1項】
- ⑬ 酒酔い運転【第65条第1項】
- ⑭ 安全運転義務違反【第70条】

自転車乗用中に信号無視等の危険な行為 (14類型) で

**3年以内に**

**違反切符による取締り** または **交通事故** を

**2回以上繰り返して行った場合**

※都内だけの取締り等に限られません。



**公安委員会の受講命令**



3か月以内の指定された期間内

**自転車運転者講習を受講**  
**受講時間3時間**  
**受講手数料5,700円**

受講命令に従わなかった場合



**5万円以下の罰金**